



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 東 海運株式会社  
代表者名 代表取締役社長 壁谷 泰雄  
(コード番号：9380 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 湯川 次郎  
( TEL. 03-6221-2203)

### 定款変更に関するお知らせ

このたび、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 114 期 定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款の一部変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役でない監査役と責任限定契約の締結を可能とするため、現行定款 36 条 (社外監査役との責任限定契約) の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行の定款 36 条を変更する議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(社外監査役との責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役との責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会 開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以上